

監査報告書

学校法人 桐蔭学園
理事会 御中

令和6年5月25日
学校法人 桐蔭学園

監事 飯塚 良成
監事 野澤 康隆



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人桐蔭学園寄附行為第14条の規定に従い、学校法人桐蔭学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行うにあたり理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取するとともに、EY新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査を行った結果不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

また、令和5年度においては、コロナ後の社会一般の行動変化を踏まえた上で、トランジションセンター(以後 センターとする)における公開講座(生涯学習講座、桐蔭オンライン講座、資格講座)について、意義を問い直すとともに方向性を検討し、また、管理・運用状況について監査を実施いたしました。

監査の結果、(1)資格講座については、利用者が少ないことから募集停止、(2)桐蔭オンライン講座については、収益が確実に見込める1講座だけ残して廃止(2023年度に実施済み)、(3)生涯学習講座については、戦略的に大学・学園の強みを生かせる、大学の知的財産を利用できる講座は開設するが、それ以外のものは2025年度以降に廃止する、とセンターから回答を得ました。

なお、公開講座の運営は、本学園の社会貢献の一環として捉えることができますが、財務の透明性を高め、説明責任を果たすという観点から、センターとしての人件費も含めた採算の把握に早急に取り組むことが望まれます。

監査での気付き事項として、当センターの運営方針が、令和5年度(2023年度)より講座開講による収益の確保から学園のブランディング向上に大きく方向転換されていますが、令和4年度事業計画およびその事業報告、令和5年度事業計画において、運営方針の転換や採算に関する記述が見当たらないことから、理事会の決議事項である事業計画について、十分な審議が行われるよう一層の工夫をして頂きたいと思っております。

以上